

令和 5 年度内の発行

平成 6 年の生徒指導要録の改訂に伴い、要録の保存期間が変更されました。
以下の期間の卒業生は発行できない証明書があります。

令和 4 年度時点		卒業証明書	成績証明書	調査書	単位修得 証明書	不発行 証明書
卒業後 20年以上	平成 1 4 年 3 月以前の卒業 (3 7 期生以前)	○	×	×	×	○
卒業後 20年未満	平成 1 5 年 3 月以降 平成 3 0 年 3 月以前の卒業 (3 8 期生～ 5 3 期生)	○	×	×	○	○
	平成 3 1 年 3 月以降 令和 5 年 3 月の卒業 (5 4 期生～ 5 8 期生)	○	○	○	○	×

平成 6 年の改訂
学校教育法施行規則第 2 8 条に定める指導要録の保存期間
(学籍に関する記録は 2 0 年間、指導に関する記録は 5 年間)

平成 5 年以前
学校教育法施行規則に定める指導要録の保存期間： 2 0 年間